

2014 年韓国外国人投資促進施策 (ジェトロ・ソウル事務所仮訳)

2014年9月

ソウル事務所

海外調査部 中国北アジア課

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL : 03-3582-5181
E-mail : ORG@jetro.go.jp

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載

2014 年外国人投資促進施策

2014 年 4 月 24 日

関係部署・市・道合同

目次

I. 2013年の成果および評価	1
1. 外国人直接投資の誘致実績	1
2. 主要活動および成果	2
II. 2014年の投資誘致条件および政策方向	3
1. 外国人直接投資の誘致条件	3
2. 政策方向	4
III. 推進課題	5
1. 外国人投資に関する規制改善および政策の予測可能性を向上	5
2. 高付加価値サービス産業を誘致	9
3. 戦略的な投資誘致活動を展開	14
4. 外国人投資企業の経営および生活環境を改善	18

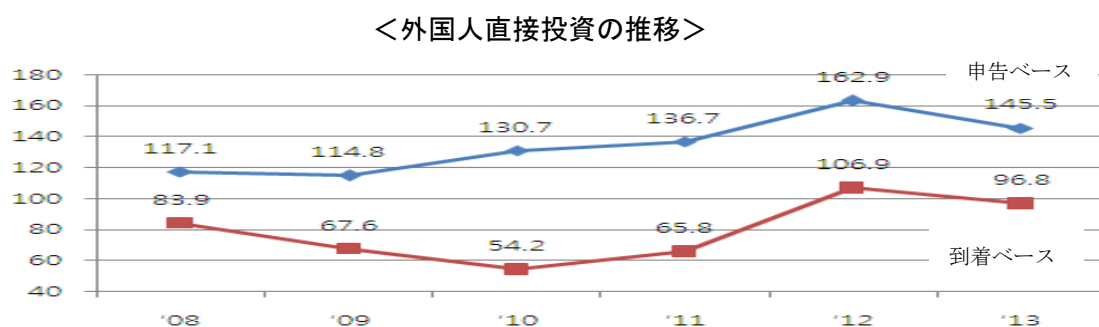
I. 2013年の成果および評価

1. 外国人直接投資の誘致実績

(1) **全体** 2013年のFDI規模は申告ベースで**145.5億ドル**(到着ベースで**96.8億ドル**)と、過去最大だった**2012年の162億ドル**に比べると**10.7%減少**

※2014年第1四半期のFDI実績(億ドル)：申告ベース50.6(49%↑)、到着ベース37.4(152%↑)

①ただし、**5年平均に比べると9.9%増加**するなど、グローバル金融危機の影響で外国人投資が急減していた2008年～2009年以来、**全般的に増加傾向**



(2) **地域別** 欧州連合(EU)の投資は増加したが、**日本・中国を中心にFDI減少**

①EUは韓国国内ファンド投資など、**M&A型投資の増加**により、大幅に増加(2012年27.1億ドル→2013年48億ドル、76.9%↑)

②**米国**は製造業・グリーンフィールド投資の減少により、**全体的にやや減少**(2012年36.7億ドル→2013年35.3億ドル、4.1%↓)

③**日本***の場合は**円安傾向**、**中国など中華圏**の場合は2012年に大規模投資をもたらした**複合リゾート****に対する**後続投資が低迷**したことなどから投資が減少

※FDI(億ドル)：(日)2012年45.4→2013年26.9(41%↓)、(中)2012年7.3→2013年4.8(34%↓)

※※2012年ユニバーサル(8.3億ドル)、LOGZ(5億ドル)、百通信元(1億ドル)、緑地集団(1億ドル)などが投資申告

(3) **業種別** サービス業は増加傾向を維持したものの、円安による日系企業の投資現象を受けて**電機・電子、化工、金属業種などの製造業**を中心に減少

※FDI(億ドル)：(サービス業)2012年96→2013年98.5(2.6%↑)、(製造業)2012年60.9→2013年46.5(24%↓)

2. 主要活動および成果

(1) 外国人投資の活性化に向けた制度改善を積極的に推進

- ①大統領主宰の下、**外国人投資懇談会**(2013年4月、2014年1月)を2回開催して外国人投資企業の難点・建議事項を収集し、外国人投資企業の積極的な投資を誘導
 - 1)2014年1月の懇談会では、グローバル企業のヘッドクォーター誘致などを柱とする「**外国人投資活性化方策**」を発表し、外国人投資拡大の転機を提示
- ②韓国企業の孫会社と外国企業間の合併事業を許容する**外促法改定**(2014.1)を通じて、**大型合併事業をもたらすきっかけ**を提示
- ③**中小協力型の外国人投資地域(ミニ外国人投資地域)**制度の導入、**外国人投資地域運用の効率化***など多様な制度改善策の推進
 - ※入居率の低い外国人投資地域の場合、自治体への届け出がなくても外国人投資委員会が指定を解除

(2) 高官級外交を活用した積極的な投資誘致活動を展開

- ①**大統領の海外歴訪と連携**したドイツ・英国などのEU国および日本に対する積極的な投資誘致を通じて、**投資協力の基盤**を構築
 - ※独・英・仏などを中心としたEU IR(3回)、部品素材分野を中心とした日本 IR(6回)実施
- ②**先進国中心から脱し**、グローバル企業の新しい活動本拠地になっている**インド・中国**などの**新興国**に対する**IR活動も強化**
 - ※インド IR を通じた投資促進協議会の開催、中国 IR(1回) を通じた地域開発投資誘致の推進

(3) 外国人投資誘致に欠かせない定住条件の改善および投資環境の造成

- ①**ジョージ・メイソン大学**(2014年3月)開校、**アントワープ大学**(2013年11月)・**ユタ大学**(2014年2月)設立承認、**ヒューストン大学**(2013年5月)などの3大学とMOU締結を行い、高等教育拡大のきっかけを提示
- ②地域の主な産業拠点を中心に**外国人投資地域を新規指定**(2012年78カ所→現在86カ所)
 - ※新規外国人投資地域：**光州**^{ファンジュ}・江原道内の2カ所、(個別型)京畿・全羅北道・済州などの6カ所

◆今後の外国人投資政策の在り方について、従来の金額中心から高付加価値産業の誘致を通じて投資の質を向上する方向へ転換することで、韓国経済のグローバル競争力の強化と潜在成長率の拡充を図る必要

Ⅱ. 2014年の投資誘致条件および政策方向

1. 外国人直接投資の誘致条件

(1) **(対外条件)** 先進国を中心に世界経済の緩やかな回復が予想されているが、米国の量的緩和縮小、外国人投資誘致の競争激化など依然として先行きは不透明な状況

①世界経済の回復につれ、**グローバル投資マインドが回復**するとの見通しがあり、近隣**アジア市場の成長**、**FTA締結の拡大**などは投資誘致に有利な要素

※世界のFDI(兆ドル、UNCTAD)：(2012年)1.35→(2013年)1.46(8.1%↑)→(2014年見直し)1.6(9.6%↑)

②しかし、依然として**米国の量的緩和縮小**と**中国経済の成長率低下**の懸念材料が残っており、**日本に対する投資誘致も円安**などにより**厳しい状況が続く**との見直し

③一方、各国が**投資誘致に向けて全力で競い合っている***ため、制度改善など投資誘致の**基盤構築への努力が至急**

※(米)ワンストップ支援などを含む新外国人投資誘致戦略を発表(2013年10月)

(日)グローバル企業の投資誘致に向けたアジア拠点化推進法施行(2012年11月)など

(2) **(対内条件)** 新規規制の導入や高い賃金水準など、**国内条件は依然として厳しいが**、**国内グローバル企業、優秀人材**などは**プラス要素**

①各種**投資規制が常に存在**しており、とりわけ**化評法・化管法の制定**など、**新規規制の導入**によって**外国人投資企業が経営上の支障を主張**

1) 低い労働生産性に比べ、**高い賃金水準、労使関係の硬直化**なども懸念材料

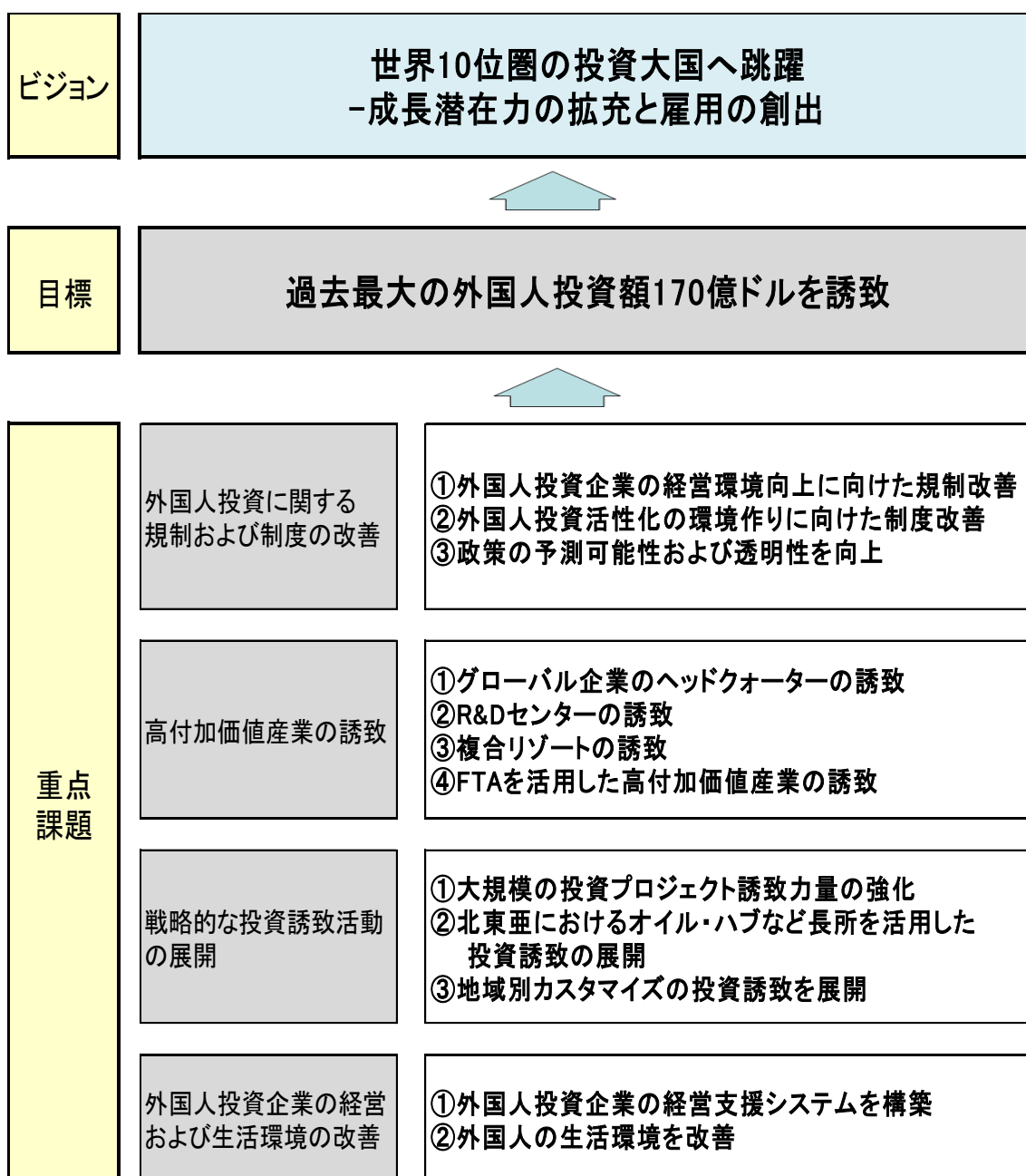
※1人当りの労働生産性(2012年ドル)：(韓)6.2万 (米)11万 (独)8.1万 (日)7万

②一方、多数の海外企業とサプライチェーンを構築している**国内グローバル企業**の存在、**優秀人材**、**韓国市場のテストベッドとしての機能**は強み

1) また、**外促法改定、「外国人投資の活性化方策」の発表**とともに、最近推進されている**規制改善に向けた政府を挙げての努力**も**外国人投資の拡大にプラス要素**

◆国内投資環境の改善に向けた持続的な努力とともに、対外の不確実性に対応してFTAなど、有利な条件を積極的に活用する**戦略的な投資誘致が必要**

2. 政策方向



Ⅲ. 推進課題

1. 外国人投資に関する規制改善および政策の予測可能性を向上

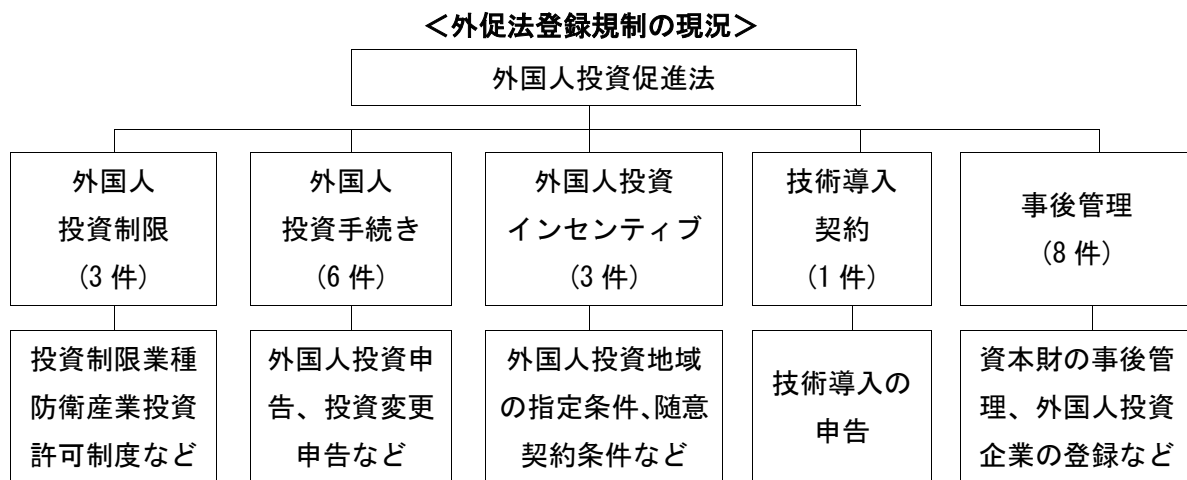
- ◆外国人投資に関する規制体系の全面的な見直しおよび外国人投資企業懇談会(1月9日)などを通じて、すでに発掘されている規制改善事項に対する徹底した履行を推進
- ◆雇用創出効果による外国人投資企業のインセンティブ改編など、制度の改善とともに外国人投資企業の政策参加活性化を推進

(1) 外国人投資企業の経営環境向上に向けた規制改善を推進

外国人投資に関する規制体系を全面的に見直し

- ①(登録規制) 外国人投資促進法に関する 21 の登録規制を原点から見直し、果敢な規制改善を推進

1) 未登録規制についても、企業の実感度が高い規制を積極的に発掘・改善



- ②(塊の規制) 駐韓商工会議所、外国人投資企業・団体などを活用して、多数の部署が関わっている複合規制、いわゆる「塊の規制」を持続的に発掘、改善を推進

既が発掘されている規制改善事項の徹底した履行

- ①(公認認証書の義務化) 原則的に全ての電子金融取引において、公認認証書の使用が義務付けられ、外国人投資企業の国内における電子金融取引を通じた企業活動を制限→クレジットカードやデビットカードなど、カードを用いたオンライン取引の際には公認認証書の利用義務を緩和(2014年6月)

- ②(金融情報の海外移転)外国系金融機関が保有している金融情報の海外委託処理に関する一部の規定が曖昧であることから、外国人投資企業は当規定の具体化を要求
- ※①国外委託が制限される「金融取引元帳」の範囲、②金融情報処理再委託の許容範囲(「金融会社の情報処理および電算設備の委託に関する規定」)
- 金融会社の情報処理委託に関するリスク管理指針(ガイドライン)を設定(2014.4)
- ※情報処理委託規定に関する案内書で「金融取引元帳」の範囲および「再委託許容の範囲」の詳細を案内(2013年12月)
- ③(中小企業の判断基準)外国人投資企業も国内企業と同様に、海外にある親会社の資産規模が5千億ウォン以上の場合、中小企業の対象から除外され、為替相場が急変した際に中小企業としての地位が不安定
- 海外親会社の資産規模を評価する際、最近5年間の平均相場を適用するよう改善(2014年4月、中小企業基本法施行令改定)
- ④(開発利益の再投資)外国人投資企業がFEZ内の中核開発事業を推進するに当たり、開発利益の再投資規定(現行25%)が障害要因として作用
- ※開発利益の還収に関する法律に基づいて開発利益金の25%が徴収され、経済自由区域の指定および運営に関する特別法(以下、経自法)に基づく開発利益の再投資(25%)など開発利益全体の50%を返上しなければならない義務による開発事業者の負担が過度
- 開発利益の再投資割合などを緩和(2014年下半年、経自法施行令改定)
- ⑤(複合規制)港湾法、産業法などに基づき、FEZ内の地域・地区などの指定が重複した場合、個別法の必要性により計画を変更すると、再び経済自由区域法に基づく計画変更の手続きを経なければならない不便が発生
- 一定の条件を満たした場合、個別法上の開発計画を経済自由区域法上の開発計画とみなすよう制度を改善(2014年下半年、経済自由区域法改定)
- ⑥(港湾・物流)施設に余裕がある近隣の民間埠頭を利用して石油類貨物を処理しようとする外国人投資企業があるが、港湾基本計画上の用途がその他鉱石に限られており、処理が不可能
- 関連埠頭の貨物輸送量、荷役能力、許可条件などを総合検討し、港湾基本計画の変更を推進(2014年12月)

- ⑦(建設関連)現在、海外建設業者が提出しなければならない受注活動および施行に関する報告書は報告項目が多く複雑であるため、エンジニアリング関連の外国人投資企業の業務に負担

→海外建設書式の簡素化などを通じて、外国人投資企業の負担を緩和(2014年12月)

- ⑧(原産地の検証)原産地検証に関して求められる文書の範囲が拡大し、要求内容も煩わしいため、外国人投資企業が業務上の支障を主張

→原産地の立証要求資料を明確化した「原産地立証要求資料ガイドライン」を用意(2014年6月)

※企業で保管すべき必須書類、提出方法および税関確認方法などを主な原産地基準・品目別に具体化した「原産地立証要求資料ガイドライン」を用意

(2)外国人投資活性化の環境作りに向けた制度改善

- ①(外国人投資のインセンティブ改善)外国人投資企業の雇用創出効果に応じて賃料の減免などインセンティブ支援を強化

1)(賃料の減免)雇用創出の実績に応じて、団地型の外国人投資地域の賃料が段階別に支援できるよう制度改善を推進(2014年9月、外促法施行令改定)

→今後、関係部処の資料を活用した雇用実績モニタリング・システムの構築・運営を通じて、雇用創出の成否を徹底的に管理

※(現)製造業 500 万ドル以上は 75%減免など→(改)雇用効果に応じて減免(最大 100%)

2)(租税減免)外国人投資企業に対する租税減免限度を現行の 1,000 万ウォン/人から最大 2,000 万ウォン/人に拡大(2014年12月、租特法改定)

※(現)雇員人数 × 1,000 万ウォン→(改)雇員人数 × マイスター高(職業訓練校)卒業生の場合 2,000 万ウォン(青年勤労者などは 1,500 万ウォン、一般勤労者などは 1,000 万ウォン)

②(知的財産権保護の強化) 損害賠償認定範囲の拡大など制度改善、管理体系、広報など総合的な努力を展開

- 1) (制度改善) 外国人投資企業が知財権を侵害された場合、損害賠償認定範囲を拡大*し、知財権侵害に関する立証負担の緩和**などを推進
※合理的な実施料の賠償、賠償額軽減規定の削除、計算鑑定人の導入など
※※証拠提出の対象および範囲の拡大など

③(管理体系の強化) 知財権に関する特別司法警察の新規地域事務所を開設(大邱、光州)し、民間協議体の構成を通じてオンライン上の取り締まりを強化

④(広報の強化) 関税庁、著作権委員会などと共同でキャンペーンを実施し、関連フォーラム、懇談会などの総合フェアを開催

(3) 政策の予測可能性および透明性を向上

①(政策参加) 法令の制・改定など外国人投資企業に影響を及ぼす主な政策を決定する際、外国人投資企業の意見収集を強化

- 1) 法令の制・改定に関する規制審査の際、外国人投資家が規制改革委員会にて活発に参加・発言できるように運営(年内)
- 2) 国会の常任委、関係部処および主な外国人投資家が共同で参加する政策説明会・懇談会などを恒例に開催(年内)

②(法令情報の提供) 外国人投資に関する法令規則の英文訳サービスを拡大

- 1) 外国人投資企業が関心を寄せる法令に関する需要調査を行い、英文訳サービスを提供し、KOTRA など関連機関のホームページに英文法令を掲載(2014年6月)
- 2) 部処間の協業体系を構築し、主要政策の導入・変更の際、メールサービス提供および意見収集を実施(年内)

2. 高付加価値サービス産業を誘致

◆グローバル企業のヘッドクォーター、R&D センター、複合リゾートの誘致とともに、FTA を活用した高付加価値産業の投資誘致を推進

(1) グローバル企業のヘッドクォーターを誘致

①(認定基準を設定) グローバル企業とヘッドクォーターの性格および国内への波及効果などを考慮した認定基準を設定(外促法令改定)

1) 主要機関のグローバル企業選定基準*、国内ヘッドクォーターを運営中の代表グローバル企業の現況などを参考にグローバル企業の認定基準を設定

※フォーチュン誌は売上高を基準に 500 大グローバル企業、フォーブス誌は売上高、資産、株式価値を基準にグローバル 2000 大企業などを発表中
ーヘッドクォーター本来の機能とともに投資・雇用規模などの波及効果も考慮

②(インセンティブ体系の構築) 租税支援および国税・関税調整体系の構築などカスタマイズのインセンティブが年末まで構築できるように推進

1) (租税支援) ヘッドクォーターで勤務する外国人役員・職員に対しては、**同一所得税率(現行 17%)を適用する特例措置が有効期間の制限なく、持続的に適用できるように推進**(2014 年 12 月、租特法改定)

2) (国税・関税調整) ヘッドクォーターと海外子会社間の取引の際、同一商品に対する国税と関税間の価格策定が相違することから生じる不便を解消するため、**国税庁・関税庁が参加する事前調整制度を導入**(2014 年 12 月)

3) (無形資産の移転価格調整) 韓国とヘッドクォーター本社の所在国間で無形資産の正常価格が異なる場合、ヘッドクォーターと課税当国間の**事前承認迅速手続き(Fast track)を設定**(2014 年 12 月)

4) (課税書類の簡素化) ヘッドクォーターと子会社間で頻繁に行われる用役取引に関して、課税証憑資料の提出義務の除外対象が拡大されるように関連規定を改定(2014年12月、国際租税調整法施行令改定)

※(現行)全ての用役取引合計5億ウォン以下、特殊関係者間の用役取引合計1億ウォン以下→(改善)全ての用役取引合計10億ウォン以下、特殊関係者間の用役取引合計2億ウォン以下

5) (出入国の便宜) ヘッドクォーター役・職員に対してはD8の滞在期間を派遣期間に合わせて、最大5年(現行1~3年)まで付与(2014年12月)

③ヘッドクォーターの誘致活動を強化

1) (投資誘致のターゲット選定) グローバル企業の基準に合う企業の中で、国家産業政策との整合性などを考慮して50大重点ターゲット企業を選定

<重点ターゲット企業選定における主な考慮要素(例)>

- ◆(国家産業発展戦略との整合性) 13の産業エンジン関連企業または中核技術の保有状況など
- ◆(波及効果) 国内産業バリューチェーンとの補完可能性、先進経営法などの伝授可能性など
- ◆(投資誘致の可能性) 国内投資経験、FTA活用度、国内大企業との部品・納品関係、高級消費財企業など、中国の内需市場への進出

2) (選択と集中型 IR 展開) ターゲット企業を対象に現地訪問を通じた周期的な役員面談、CEO 招へいイベントなど集中的な広報活動を展開

3) (高官級外交と連携) 政府高官の海外歴訪の際、ターゲット企業と CEO 面談を推進し、具体的な誘致成果が得られるように推進

4) (需要のある大企業と連携) ターゲット企業と納品関係にある国内需要企業がある場合、関連企業と共同で官民共同投資団を構成

(2) R&D センターの誘致

①(支援基準の設定) 支援基準を個別型外国人投資地域の指定要件と類似したものに規定すると同時に、高級技術人材の誘致を拡大する方向に制度を設計

1) 企画財政部などの関連部処、国内の外国人投資企業の R&D センター、関連専門家などと共同で具体的な支援基準を設定

②(インセンティブ制度の構築) 租税・立地の支援以外にも、国内の産学研と N/W 構築、国策研究への参加支援を通じて、R&D センター誘致の Spill-Over 効果を向上

1) (所得税の減免) 外国人投資 R&D センターで勤務する外国人技術者に対する所得税減免制度(2年間 50%)を 2018 年まで適用(2014 年 12 月、租特法改定)

2) (立地支援) 現行の外国人投資立地支援は、工場敷地の賃貸に限られていたが、R&D センターは物件賃貸支援ができるように関連規定の改定を推進(2014 年 10 月)

3) (産学研と連携) ミニ・クラスター(MC)*事業およびテーマ・クラスター**事業を通じて、外国人投資企業の R&D センターが国内の産学研と N/W を構築できるように支援(年内)

※拠点のある産業団地を中心に地域産学研協力事業の支援を通じて、クラスター構築を図る事業として、現在 65 の MC が形成されており、2014 年まで 6 ヶ所追加の予定

※※バリューチェーン関連事業と産学研の R&D など共通目標の達成を支援する事業として、2014 年度 6 つの新規課題を公募、課題別に年 5 億ウォン以内(2年間)

4) (国策研究への参加) ATC(Advanced Technology Center)*事業を通じて外国人投資 R&D センターが国内の中小・中堅企業と協力 R&D を行う場合に支援

※ATC 事業内にグローバル融合トラックを新設(2014 年 30 億)し、今後、その他事業に拡散を推進

③(投資誘致活動の展開) まず、国内外国人投資企業に対する新規増額投資を誘導し、国内の技術企業と国際共同 R&D を活用した投資誘致を推進

1) (国内の外国人投資企業) 外国人投資企業のうち、R&D センターを保有していないか、保有しているが小規模である企業を対象に R&D センター誘致 TF を構成し、新規または増額投資を誘導

2) (国内の技術企業を活用)世界的な水準の技術を保有している国内企業を対象に共同 R&D ニーズのある海外企業を調べ、誘致 TFT を派遣

3) (国際共同 R&D を活用)韓国政府が支援する国際共同 R&D 事業に参加する外国企業を対象にラウンドテーブルを開催

(3) 複合リゾートの誘致

① 複合リゾートの誘致に向けた制度改善を推進

1) 外国人専用のカジノ事前審査手続きを民間からの申請式から公募式に変更(2014年4月、経自法改定中)

2) 外国人投資家の適格判断審査の際、金融調達力に関する資格条件を緩和する予定
※(現行)格付けが投資適格以上→(改善)総合的な資金調達力を評価

② 外国人投資家に対する資金支援の強化

1) 複合リゾートに投資する外国人投資家が国内金融機関を通じて資金を調達する場合、償還期間を延長

※1,000億ウォン以上を投資する場合(現行)4年据置5年償還→(改善)5年据置→8年償還

③ 観光産業と連携およびカスタマイズの投資誘致活動を展開

1) (観光政策と連携)「観光週間」*を通じたプロモーション事業を推進し、外国人投資企業の複合リゾートと連携できるように支援

※春・秋の22日間の観光週間を選定し、広報強化など観光プロモーションを集中的に展開(文化体育観光部)

2) (在外韓国人にカスタマイズの誘致)OKTAなどを活用して観光レジャー開発事業に関心があり、海外で成功を収めた韓国人起業家を対象にラウンドテーブルを開催

3) (中国観光客を活用)中国観光客需要と連携し、中国人の嗜好に合わせた観光商品が提供できるように中国のレジャー企業を対象に IR 開催

4) (国策事業と連携)セ万金干拓事業^{マングラム}など、大規模の総合リゾート団地を構築している国策事業および FEZ などの支援制度を IR と連携して集中的に広報

(4) FTA を活用した高付加価値産業の誘致

①(韓-米、韓-EU FTA) FTA 締結による市場アクセスの向上を活用し、米国・EU の高付加価値サービス産業を中心に投資の誘致を推進

1) 米国・EU を対象にエンジニアリング、IT サービスなど高付加価値サービス業の投資誘致に向けて、分野別のカスタマイズ投資説明会を展開

※官民合同 IR：中央政府・自治体などの投資関係機関、バリューチェーン上の国内関連企業、国内の外国人投資企業の参加および外国人投資に適した政策基調を広報

2) 高付加価値サービス業分野の一番目の投資として、後続投資の誘発効果が大きいと期待されるプロジェクトに対しては、果敢な支援を通じて成功例を創出

※例：独シーメンス社のエネルギーソリューション分野のアジア太平洋ヘッドクォーター投資(117 百万ドル)に対する大規模な現金支援を施行(ソウル市・中央政府のマッチング支援、2013 年 7 月)

3) FTA 域外国については、FTA ハブを構築し、米国・EU 市場に関心のある企業の新規投資を誘導

とりわけ、関税引き下げ効果の大きい自動車、電機・電子、化学などの有望分野のグローバル企業を対象に業種別に特化した IR を推進

②(韓-中 FTA) 今後、締結予定の韓-中 FTA 効果を実制して活用

1) 高付加価値生活産業*および食品分野**において、韓国の技術・ブランドイメージと中国の資本・市場を結合した投資誘致に向けて、韓流生活・食品ロードショーを開催

※化粧品、ティッシュ、育児用品、文房具類、洗剤など日常の消耗品で、ブランド・ロイヤルティが高く、莫大な潜在ニーズが存在している分野

※※中国の食品企業は、製菓・製パン類、乳製品、ソース類などの加工食品と食品製造機械技術、養殖技術、食品衛生管理サービスなどの分野に関心が高い状況

2) 中国と隣接している西海岸地域を投資誘致戦略地域として活用するために、食品産業誘致団を本格的に運営するほか、食品特化団地造成を推進

※ネスレ、ケロッグなどグローバル食品企業を対象にした IR 展開および国家食品クラスター(全羅南道益山^{イクサン})を造成

3. 戦略的な投資誘致活動を展開

- ◆集中誘致対象である大規模プロジェクトの管理体系を構築し、北東アジアオイル・ハブなどの強みを活用した戦略的な誘致活動を展開
- ◆日本・中国など地域別状況に合う誘致戦略を推進

(1) 大規模投資プロジェクト誘致の力量強化

①(合併事業の活性化) 外促法改定内容の広報および後続投資の発掘を通じて、国内企業-外国企業間の合併事業プロジェクトを本格化

1) (従来のプロジェクト) 外促法の改定をきっかけに、従来から推進中の合併事業の成果が具体化するように周期的な面談などを通じた支援活動を展開

※SK・GSの共同投資 2兆3,000億ウォン(外国人投資 1兆670億ウォン)を滞りなく推進

2) (追加発掘) 国内の 599 孫会社を対象に行った企業分析を通じて、合併事業可能分野の海外企業を調べ、マッチングを支援

ーグローバル競争力を備えた国内企業と類似した業種の海外企業を中心に合併事業のニーズを調べ、有望企業を対象にラウンドテーブルを開催

3) (広報) 外促法改定内容を IR、IK ニュースレターなどを通じて広報し、国内外の企業・金融機関に対しても積極的に広報することで、合併投資の推進を誘導

②(MEGA Project) 関係機関と協力体を構成し、投資実現の可能性が高い 1 億ドル以上の大型投資プロジェクトを発掘、持続的に管理

1) KOTRA・経済自由区域庁・自治体などと「メガ・プロジェクト推進団」を構成し、潜在投資家の招へいなどを通じて、定期的(分岐別)にプロジェクトを発掘

2) 発掘したプロジェクトについて投資規模・波及効果などを基準に差別化した支援を推進

ー(ゴールド・プロジェクト)メガ・プロジェクトの中でも波及効果*が大きいプロジェクトは、KOTRA などの支援機関を通じて積極的にサポートし、推進経過を定期的に点検・管理

※雇用創出、付加価値創出、技術移転、関連部品・装備業者の需要創出効果など

ー(スター・プロジェクト)ゴールド・プロジェクトの中でも投資規模(2億ドル以上)が大きいプロジェクトの場合、担当 T/F の構成および持続的な高官級面談などを通じて難点解決などを積極的に支援

(2) 北東アジアオイル・ハブなどの強みを積極的に活用した投資誘致を展開

①(北東アジアオイル・ハブ) 外国人投資誘致を通じて北東亜オイル・ハブ構築を支援すると同時に投資誘致の強みとして活用

1) オイル・ハブ構築事業が初期段階であることを踏まえて、**タンク・ターミナルなどの物流インフラを中心に「北東亜オイル・ハブフォーラム」**など、誘致活動を展開
※オイル・ハブ発展段階：初期段階(複数のタンク・ターミナル)→交易段階(トレーディング)→金融化段階(場外市場)→市場化段階(価格形成)→成熟段階(派生商品の取引)

2) 最近、オイル・ハブとしての地位が低下している**シンガポールで活動している企業を中心に、投資誘致団の派遣**など集中的な投資誘致活動を展開

※これまでアジア全域のオイル・ハブとしての役割を果たしていたシンガポールは、東南亜地域のオイル・ハブに縮小し、中国南部を境目にアジア市場の分離傾向が表面化

②(セマングン開発) セマングンインフラを活用した外国人投資を積極的に誘致

1) **世界最大規模の再生可能エネルギー敷地(約 20 km²)**を活用し、欧州などの先進国を中心にグリーンエネルギー分野の投資を誘導

2) **新市^{シンシヤミ}-夜味区間の大規模観光・レジャー敷地**を活用し、**複合海洋レジャー団地分野**の外国人投資誘致を強化

③(企業間パートナーシップ) 国内大企業と外国人投資企業の**海外パートナー企業**を活用

1) (国内の大企業の活用) 国内大企業に部品素材を供給する**外国企業を対象に、大企業と連携した官民共同のカスタマイズ投資誘致**を推進

2) (外国人投資企業の活用) 外国人投資企業および海外協力企業の国内への同時進出を誘導するため、**海外協力企業の投資担当役員とラウンドテーブル**などを開催

3) (パートナーシップの基盤作り) 韓国商工会議所の**国内企業情報(KORCHAMBIZ.net)**を**外国投資家に提供し、相互連携**を支援(KOTRA IK ホームページ連携など)

(3) 地域別カスタマイズの投資誘致を展開

米国・EU

①(セールス外交の活用)セールス外交を通じて構築されたシーメンスなどグローバル企業および外国投資機関との協力体系を積極的に活用

- 1) ダボス会議で面談を行ったシーメンス、サウジアラムコおよび欧州歴訪の成果である BASF など EU のグローバル企業との投資プロジェクト発掘を推進(随時)
- 2) VIP 欧州歴訪で締結した KOTRA—UKTI 投資協力 MOU を活用した韓英投資誘致団の構成・派遣を推進(9月)

※(MOU 主要内容)貿易・投資・ビジネス協力に向けた情報収集および交換などの業務協助、展示会の開催、使節団の派遣、説明会/セミナーの開催、調査、投資誘致活動への協力など

②(支援体系の構築)各投資誘致プロジェクト別に担当 PM(KOTRA IK)を配置し、企業別の投資現況および投資関連の難点を持続的に管理

※主要投資企業：Versalis、BASF、LFB、Solvay、Siemens

日本

①(円安対応)円安傾向や両国関係の悪化などを受けて、対韓投資を敬遠する日系企業の負担を緩和するため、金融協力・イメージ向上などの取り組みを展開

- 1) (金融協力)みずほなど国内の日系金融機関-日系企業-政府間で協力体系を構築し(MOU など)、日系外国人投資企業の円滑な資金調達を支援
- 2) (ファンド)グローバル Win-Win ファンドなどを活用し、円安により投資資金の確保に困惑している日系優良企業に対する支援を強化

②(イメージ向上)日系企業に対する認識向上への取り組みを展開

- 1) (優秀事例の発掘・広報)日系企業による社会貢献活動の優秀事例などを発掘し、「外国企業の日」行事と連携して褒章し、SNS などを通じて広報
- 2) (社会貢献)1社-1校、1社-1地域のパートナーシップ連携、地域インターンシップなどのような社会貢献プログラムの開発および提案を通じて、日系外国人投資企業のイメージ向上を支援

②(ターゲット企業の誘致) 素材部品分野の中核日系企業に対するカスタマイズの投資誘致を推進

1) (ターゲット選定) 素材部品分野における対日輸入品目を分析し、貿易逆調の改善効果が高く、海外進出のニーズが高い日本企業を選別

※2013年の素材部品分野における対日輸入品目に関する第1次分析の結果、有・無機化合物、鉄鋼金属、機械、輸送、電機電子の5大品目が輸入全体の57%を占有

2) (地域カスタマイズの誘致) ターゲット企業が主に分布している地域を中心に、部品素材協議会などの関係機関と共同で主要拠点別 IR を推進

※東京(自動車部品、素材、化学)、大阪(バイオ、新再生可能エネルギー関連の素材部品)、名古屋(自動車部品、精密機械部品)、福岡(電機、半導体関連の部品素材など)

中国

①(投資協力体系の構築) 中国政府の大きな影響力を踏まえ、政府間の投資協力体系の強化とともに民間による協力体系の構築も並行

1) (政府間の協力) 両国間の投資案件を積極的に発掘することで、現在停止中の「韓中投資協力委員会」の開催を活性化

2) (民間の協力) 「チャイナクラブ」「駐中韓国商会」などが参加する「韓中投資フォーラム」の恒例開催を通じて民間 N/W の構築および相互の認識改善を誘導

②対韓投資ブームの造成に向けた大規模 IR などを開催

1) (大規模 IR) 韓国政府および両国の CEO が参加する大規模 IR を開催し、両国間投資協力の強化に向けた雰囲気を作成

2) (成功例の拡散) 中国企業による対韓投資成功例の発掘および拡散を通じて、対韓投資のムードを造成(成功例集の発刊・配布など)

4. 外国人投資企業の経営および生活環境を改善

(1) 外国人投資企業の経営支援体系の構築

①(税務・金融分野の支援) 外国人投資企業の資金調達および税務に関する難点解消を支援

1) (ファンド) 1,000 億ウォン規模のグローバル Win-Win ファンド第 2 号を造成し、高付加価値産業分野の外国人投資を活性化

※第 1 号ファンドの場合、2011 年 11 月に政策金融公社などが参加して 1,000 億ウォン規模で造成

2) (税務など) 国内の税務・関税調査制度に不慣れな外国人投資企業を対象に、**国税庁・関税庁・KOTRA などの関係機関と共同で関連政策の動向・調査手続きなどを案内・広報**

ー外国人投資オンブズマンと国税庁間で協力体系を構築するなど、**税務調査に関するオンブズマンの対外国人投資企業の難点解消力量を強化**

②(人材支援) 大規模の採用博覧会の開催および部処間の協力体系構築などを通じて、外国人投資企業に人材を支援

1) (採用博覧会) 地方に所在する外国人投資企業の人材難を解消するため、**自治体と共同で外国人投資週間(FIW)との連携を通じた採用博覧会を大掛かりに開催**

2) (部処間の協力体系を構築) **産業部-雇用部間の協力体系を構築し、外国人投資企業が雇用補助金制度を積極的に活用するよう支援**

③(難点解消の体系を強化) 政策参加活性化などを通じて、外国人投資企業の難点解消機能を強化

1) (政策参加の活性化) 関係部処から随時に主な**政策現況を収集**→外国人投資企業の**意見収集**→当該部処へ伝達することで外国人投資企業の政策参加を活性化

2) (コミュニケーション・チャンネルの構築) 化評法・化管法に関する外国人投資企業の苦勞を解消するために、外国人投資企業が参加する「**産業界支援団**」および「**協議機構**」を構築・運営

※ヘルプセンターの運営、巡回教育の実施などの支援事業とともに定期的に産業界の準備現況をモニタリングし、その他苦勞の受付および解消などを支援

3) (現場でのサービス) 地方に所在しているため関係機関への苦勞伝達が難しい外国人投資企業のための**地方巡回相談窓口**を運営

(2) 外国人の生活環境を改善

①教育・医療環境の改善

1) (教育)仁川の場合、GCF 誘致、複合リゾート事業などと連携して松島^{ソンド}グローバルキャンパスを中心に分野別世界優秀大学(50位圏)誘致を推進

※(先端技術)GCF と連携した UCSD、インペリアル・カレッジ、(サービス)複合リゾート産業と連携したヒューストン大学、UNLV、(文化芸術)モスクワ国立バレエ・アカデミーなど

—釜山、鎮海^{チンヘ}はカリフォルニア大学アーバイン校、マギル大学など航空輸送分野、光陽湾圏はアバディーン大学など海洋プラント関連大学の誘致を推進

—FEZ 別の地域特性により、産学研との協力 MOU 締結および就職と学習が両立できるよう、制度改善(先就職-後進学コースの開設)を推進

2) (医療)国内の主要医療機関での外国人の活用が容易にできるよう専門医療通訳および外国人診療コーディネーターを育成および配置拡大

②生活・便宜環境の改善

1) (生活支援施設の拡充)外国人生活総合支援センターを拡充*し、従来の外国人支援施設(42カ所)に関する広報を強化**

※^{クムチヨン}衿川グローバルビレッジセンター(2014年6月)、西南圏グローバルセンター(2014年7月)

※※地下鉄、TBS 英語放送、外国人コミュニティおよび大使館・大学院と構築されている N/W を活用して広報

2) (放送便宜の向上)地上波テレビ放送の中で、外国人視聴者の多いコンテンツについて、高機能端末機、IPTV、N スクリーンなどを利用した字幕サービスを実施

3) (運転免許の取得)KOTRA に運転免許取得関連設備を設置および関係者を派遣することで、ワンストップで免許の発給ができるよう推進

4) (出入国便宜の向上)現在運営中の外国人投資家専用の出入国審査台の活性化に向けて、ニュースレターやパンフレットなどを利用して広報

—また、優待カードの発給ニーズを定期的に(毎月)調査(KOTRA)し、法務部を通して迅速な発給を推進

アンケート返送先 FAX : 03-3582-5309

e-mail : ORG@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 中国北アジア課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：2014年度外国人投資促進施策（ジェトロ・ソウル事務所仮訳）

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	会社・団体名
		部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～